

開庁時間変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年10月6日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第41号

開庁時間変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(桑名市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 桑名市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成16年桑名市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「執務時間」を「開庁時間」に改める。

(桑名市市税及び国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則の一部改正)

第2条 桑名市市税及び国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則（平成16年桑名市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第117号中「8時30分から17時15分まで」を「市の開庁時間内」に改める。

(桑名市中央保健センター規則の一部改正)

第3条 桑名市中央保健センター規則（平成16年桑名市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「市の開庁時間内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。